

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	無し
------	----

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	子ども医療費支給制度、久山町子ども医療費の支給に関する条例、久山町子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、子どもの医療費の一部をその保護者に支給する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・受給資格、加入保険の確認 ・医療費助成の対象・対象外の判定 ・受給者の申請に基づき医療費の一部負担金の助成
③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・総合福祉KKCWEL+ ・Acrocity(住民情報) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報) ・Public Medical Hub (PMH) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・受給者情報ファイル ・所得情報ファイル ・口座情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1第1項、別表第2第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第17項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等に保管することの徹底。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書は廃棄。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類が混在していないか確認。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に町で策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。 ・ 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等に保管することの徹底。 ・ 特定個人情報を取り扱う事務従事者に対し職員研修をおおむね年に1回開催 ・ 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	表紙 評価書名	乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務	子ども医療費の支給に関する事務	事後	
平成31年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	久山町は、乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	久山町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	平成28年10月1日より条例改正が施行された。
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務	子ども医療費の支給に関する事務	事後	平成28年10月1日より条例改正が施行された。
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	乳幼児・子ども医療費支給制度、久山町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例、久山町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、乳幼児及び子どもの医療費の一部をその保護者に支給する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ① 受給資格、加入保険の確認 ② 医療費助成の対象・対象外の判定 ③ 受給者の申請に基づき医療費の一部負担金の助成	子ども医療費支給制度、久山町子ども医療費の支給に関する条例、久山町子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、子どもの医療費の一部をその保護者に支給する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ① 受給資格、加入保険の確認 ② 医療費助成の対象・対象外の判定 ③ 受給者の申請に基づき医療費の一部負担金の助成	事後	平成28年10月1日より条例改正が施行された。
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ② 所属長 (項目内容変更)	町民生活課長名	町民生活課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和2年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する予定	番号法第9条第2項 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1第1項、別表第2第1項	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項(評価委員会規則掲載予定)	番号法第19条第16項	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第16項	番号法第19条第17項	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	I-1 ③システムの名称	福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバ・ソフトウェア	・総合福祉WEL+ ・【標準化に伴う追加】総合福祉KKCWEL+ ・Acrocity(住民情報) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報) ・Public Medical Hub(PMH) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ	事後	
令和7年10月1日	I-4 ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第16項	番号法第19条第17項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	